

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 12 | 固定資産税に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

赤穂市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県赤穂市長

公表日

令和6年8月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------|--|
| ①事務の名称 | 固定資産税に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>固定資産税事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在に住民が所有する固定資産(土地・家屋・償却資産)に対し課税され、住民が納める固定資産税と都市計画税の課税事務(以下を参照)のことを指す。</p> <p>【課税台帳の整備事務】 固定資産の状況は、売買や地目の変更、住宅の新築・取り壊しなどにより日々変動するため、以下の事務を行うことで異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて課税台帳を整備する。</p> <p>①土地課税台帳の整備 異動の把握・・・登記所(法務局)へ通知書類(登記済通知書、登記申請書)を受け取りに行き、通知による土地の異動を把握する。 実地調査・・・土地の現況と利用目的を調査する。(メジャーによる計測など)</p> <p>②家屋課税台帳の整備 異動の把握・・・登記所(法務局)へ通知書類(登記済通知書、登記申請書)を受け取りに行き、通知による家屋の異動を把握する。 実地調査・・・家屋の現況と利用目的を調査する。(メジャーによる計測など)</p> <p>③償却資産課税台帳の整備 償却資産申告書の発送・・・前年度の償却資産課税台帳に登録されている者と新たに償却資産を所有した者から、閉鎖事業所や死亡者を除いた者に対して申告依頼の書類を送付する。 償却資産申告書の受付・・・上記送付した申告書が1月末までに返却され、返却された申告書の内容を確認する。 実地調査・・・実地調査を行い、価格等に変更がある場合は、償却資産課税台帳等を修正する。</p> <p>④納税義務者の変更 固定資産の所有者が死亡している場合は、現実に所有している者を納税義務者とすることになっているため、死亡している納税義務者を把握し、相続人の調査を行う。</p> <p>【価格の決定事務】 地方税法では、3月31日までに固定資産の価格を決定することと定められている。そのため3月中旬頃から固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価額を計算する。</p> <p>①評価額の算出</p> <p>【縦覧帳簿・名寄帳の作成・公開事務】 固定資産の価格を決定した後、3月末までに縦覧帳簿と名寄帳を作成し、納税者へ公開する。</p> <p>①縦覧帳簿の作成 ②名寄帳の作成</p> <p>【当初賦課事務】 固定資産の決定価格をもとに固定資産税と都市計画税の税額を計算し、納税義務者へ送付する納税通知書を作成・発送する。</p> <p>①税額の計算 固定資産の価格を決定した後、固定資産税と都市計画税の税額を計算する。</p> <p>②納税通知書の作成・発送 固定資産税、都市計画税の税額がある納税義務者に対して納税通知書を作成し、発送する。</p> <p>【賦課更正事務】 当初賦課後に固定資産の内容に誤りがあった場合、賦課の決定内容を変更して納税義務者に通知する。</p> <p>①更正決定通知 更正を行った後に住民あてに更正決定した賦課内容の通知を行う。</p> <p>②住民の申請に基づき、決定された賦課に対して課税減免を行う。</p> <p>【評価替事務】 原則として3年に1度の基準年度に、固定資産評価基準の改正や基準となる価格の評定により、土地と家屋の価格を見直す。</p> <p>①路線価の修正 土地の評価替時の路線価情報の登録を行う。</p> <p>②新基準年度用データの登録 家屋の上昇率や、経年減点補正率などのデータの登録を行う。</p> <p>【窓口事務】 住民の各種申請に基づき、異動処理及び各種証明書を発行する。</p> |
| ③システムの名称 | 宛名システム、固定資産税システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、eLTAX審査システム、ガバメントクラウド |

| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
|---------------------------------------|---|
| (1)宛名特定個人情報ファイル (2)固定資産税特定個人情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第1に規定された事務</p> <p><番号法別表第1> 上欄 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>1. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第27項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号外内閣府、総務省令第7号) 第20条</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総務部 税務課 |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 総務部 行政課 TEL (0791)43-6850 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 総務部 税務課 TEL (0791)43-6804 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|----------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|---|------|-----------|
| 平成29年7月10日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 税務課長 松下 直樹 | 税務課長 池尾 和彦 | 事後 | |
| 平成29年7月10日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先 | 〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 総務部 税務課 TEL (0791)43-6892 | 〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 総務部 税務課 TEL (0791)43-6803 | 事後 | |
| 平成29年7月10日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年5月30日時点 | 平成29年5月30日時点 | 事後 | |
| 平成29年7月10日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年5月30日時点 | 平成29年5月30日時点 | 事後 | |
| 平成30年7月18日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項 | 1. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第27項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号外内閣府、総務省令第7号)第20条 | 事後 | |
| 平成30年7月18日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 税務課長 池尾 和彦 | 税務課長 | 事後 | |
| 平成30年7月18日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成29年5月30日時点 | 平成30年5月31日時点 | 事後 | |
| 平成30年7月18日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成29年5月30日時点 | 平成30年5月31日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月21日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成30年5月31日時点 | 令和1年5月31日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月21日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成30年5月31日時点 | 令和1年5月31日時点 | 事後 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------------------------|
| 令和1年6月21日 | Ⅳリスク対策 | — | 新規追加 | 事後 | |
| 令和2年6月1日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和1年5月31日時点 | 令和2年5月31日時点 | 事後 | |
| 令和2年6月1日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和1年5月31日時点 | 令和2年5月31日時点 | 事後 | |
| 令和3年6月1日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年5月31日時点 | 令和3年5月31日時点 | 事後 | |
| 令和3年6月1日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年5月31日時点 | 令和3年5月31日時点 | 事後 | |
| 令和3年7月31日 | Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 1. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第27項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号外内閣府、総務省令第7号)第20条 | 1. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第27項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号外内閣府、総務省令第7号)第20条 | 事後 | 令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれによる変更 |
| 令和4年6月1日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年5月31日時点 | 令和4年5月31日時点 | 事後 | |
| 令和4年6月1日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年5月31日時点 | 令和4年5月31日時点 | 事後 | |
| 令和5年6月1日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年5月31日時点 | 令和5年5月31日時点 | 事後 | |
| 令和5年6月1日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年5月31日時点 | 令和5年5月31日時点 | 事後 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|----------------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和6年4月1日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和5年5月31日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年4月1日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和5年5月31日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年4月1日 | ③システムの名称 | 宛名システム、固定資産税システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、eLTAX審査システム | 宛名システム、固定資産税システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、eLTAX審査システム、ガバメントクラウド | 事前 | |
| 令和6年4月1日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第1に規定された事務</p> <p><番号法別表第1> 上欄 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収 又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの</p> <p>※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第1に規定された事務</p> <p><番号法別表第1> 上欄 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> | 事後 | |